令和元年7月19日

守谷市議会議長 梅木 伸治 様

陳情者

住 所 茨城県守谷市久保ケ丘三丁目11番地13 氏 名 渡辺 久雄

地名に関する陳情書

【陳情の趣旨】

市制時(平成14年)に地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を経て、地名変更(告示行為済)をしたはずの地名が戸籍(戸籍法)及び住民票(住民基本台帳法)に記載されていない。

【陳情の理由】

守谷市(地方公共団体)は法(地方自治法第2条第16項)及びルールを率先して遵守せず、正しく変更していないため。(別紙詳細)

上記のとおり陳情いたします。

【別紙】

市制時に地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を経て、地名変更し、平成13年11月29日に茨城県報に告示(第1277号)され、法務局(法務省)は茨城県報の告示(1277号)に基づき、建物・土地及び地図等関係書類の地名を変更しました。また、守谷行政の税務課の土地及び建物の台帳は正確に変更されています。

しかし、当市の総合窓口課においては議会の議決を得て、告示行為をしたにも関わらず、 住民票及び戸籍は正確に変更(修正)されていません。

住民票は住民基本台帳法に基づき、備えておくものであります。

住民基本台帳法の所管庁である総務省住民制度課及び県庁市町村民課に確認したところ、 守谷市は住居表示を導入しておりませんので、住んでいる所の住所は建物の所在地と一致す ると回答がありました。が、当市においては字名(小字)が記載されていません。

住民票は自治事務でありますが、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省、自治省等からの示達通知)に住所の記載の仕方を示されておりますが、それに従っていません。

戸籍は法定受託事務で、法務省が所管庁です。

法務省の担当部署(本省、本籍地水戸地方法務局及び竜ケ崎支局)に本籍地の所在地につ

いて問い合わせしたところ、土地台帳の所在地と一致するとの回答を得ましたが、当行政は住民票と同じく字名(小字)が記載されていません。

法令等を遵守している一例(福島県大沼郡会津美里町)を参照してください。住民票の住所、戸籍の本籍地、登記所所管の台帳の所在地が一致しております。

法務局発行の登記記録証明書をご覧ください。(福島地方法務局若松支局所管)と(水戸地方 法務局取手出張所所管)を比べると(水戸地方法務局取手出張所所管)の証明書の枠外に字 名を抜いた地名を入れ、同一であることを暗黙的に示しているが、本来ならば、同一とみる ことはできないと判断されます。

法務省で所管している法人関係の登記は会社法第4条の規定により、会社等の住所は建物の所在地となります。

この問題(住民票・戸籍)について、国及び県の関係部署は当部署の業務であれば、当部署が更正しますが、守谷市の行政事務の為、直接的な関与は差し控えますといっております。

当行政の担当部署である総合窓口課の管理職も法令等を逸脱していることを認めております。

法人等の住所は、建物の所在地となりますので、同一敷地に住宅と会社等の建築物があると建物の所在地は同じであるが、住宅に住む人の住所は建物の所在地でなく、存在しない住所(所在地)を使っているため、会社の住所と違ってきます。そのことにより、多くの会社に不都合を生じさせております。地方自治法第260条第1項に基づいた地名以外の住所は存在しないのに、守谷行政の担当部署は法及び議会を軽視し、修正しようとしないことに憤りを隠せません。

くどいようですが、地方自治法第260条第1項(地名変更)に基づいて、国家機関の一つである法務省は当時、茨城県告示(現在は市町村の告示)に基づいて、登記簿等の所在(地名)を変更したのに、市行政当局は行政ルールを無視し、茨城県告示第1277号平成13年11月29日付で変更することを公にしたのにも関わらず、住民票及び戸籍を正確に変更しないのか不思議でなりません。

守谷行政が自ら決めた地名(告示行為済)を住所(小字)に記載しないため、次のことで 支障をきたしている。

- 1. 地方自治法第260条第1項によって発生した会社の住所変更は税務課で会社の住所変更証明書を発行します。法規通り、小字名があれば、建物登記簿と同じ所在地で記載されるはずですが、小字名を記載されていない住所変更証明書が誤って、発行されていると思われます。法人等の住所は会社法第4条などの規定により、建物の所在地が住所となりますので、法人等の住所表示変更証明書(守谷市発行)を発行するのであれば、建物の所在地(登記簿の所在地は地方自治法第260条第1項によって変更済)を記載しなければならない所、住民票と同じ扱いをしているふしがあります。法人の住所に関して、市町村は直接的な関与はできないと思われます。ただし、住居表示を実施したときは、法人住所の住居表示証明書は守谷市が担当部署となりますが、守谷市内では、住居表示を実施した区域はありません。
- 2. 都市ガス供給エリアは小字名がないと確認できない。

- 3. 営業許可証等などは所在地を記入していますが、小字のついている所在地はインターネットで対応できないものがあります。また、インターネット上で小字の存在を明示しているが、住宅地図には記入されていないため、疑問を抱かせている。
 - 4. 住宅系以外の建物(事務所,工場,公共施設,学校など)の住所は会社法等で建物の所在地となりますので、小字のついている所は小字が付くはずですが、小字をつけないで使っている方が多くいます。したがって、市行政の誤った住所の取り扱いによって、起こっています。
- 5. 固定資産税の納付書に自分が住んでいる住所と課税対象の同一の場所の住所(所在地) が違っているため、疑問を起こさせている。
- 6. 国土地理院地図と住宅地図に地名の入れ方の違いがあり、どちらも正しいとは言えないが、守谷行政の届け出が正確ではない為、間違った所在地(存在しない住所)をおかしいと思いつつ、市民が受け入れてしまっている。

以上のことから、担当部署が小字名を必要としないのであれば、議会は地方自治法第26 0条第1項(地名変更)の時に小字名を入れない地名を議決するべきではなかったのではないでしょうか。

地方公共団体は法令やルールによって事務処理されるものですが、なぜか、地方公共団体が自ら決めたことを守らず、地方公共団体が決めたことを国の機関が正しく処理したものとの不都合を引き起こしており、市民の信頼を損なっております。

再度、地方自治法第260条第1項に基づいて更正し、市民の信頼を得るべきと思います。 守谷市の最高機関である市議会において、適正に対処していただきたいことを陳情するも のです。